

## 区民相談

- 幸区役所では、次の相談を行っています。（市内在住・在勤・在学の方が対象。無料です。）
- 各相談の詳細は、**地域振興課（044-556-6608）**にお問い合わせください。
- 市民相談、税務相談員による税務相談以外は予約制です。
- 予約が必要な相談は、**すべて電話相談**になります。
- 相談時の通話料金については相談される方の御負担となりますので、あらかじめ御了承ください。
- 相談日が祝日・休日や年末年始（12月29日から1月3日）の場合はお休みになります。また、各士業の年末年始の休みの期間が異なるため、相談が行われない日があります。

### 【予約が不要な相談】

相談名	相談内容	相談員	相談日	時間	備考
市民相談	相談の総合的案内、日常生活での困り事など	市職員	月～金	8:30～17:00	4階①番 地域振興課
税務相談員による税務相談	税金に関する基礎的な知識や申告窓口の案内など	税務相談員 (主に市職員0B)	月～金	10:00～12:00 13:00～16:00	1階市税証明 発行コーナー

### 【予約が必要な相談A】予約は「弁護士相談予約コールセンター 044-200-0108」で受付

相談名	相談内容	相談員	相談日	時間	備考
弁護士相談	不動産、金銭トラブル、損害賠償、相続、親族、契約、債務整理など	弁護士	火	9:30～11:30	相談時間 25分

### 【予約が必要な相談B】予約は「サンキューコールかわさき 044-200-3939」で受付

相談名	相談内容	相談員	相談日	時間	備考
認定司法書士相談	相続、遺言、不動産登記相談、140万円以下の民事に関する紛争や債務整理に関すること	認定司法書士	第1水	13:00～16:00	相談時間 25分
税理士税務相談	税金の計算方法、申告内容や申告手続きなど	税理士	第3木	13:00～16:00	相談時間 25分

### 【予約が必要な相談C】予約は「幸区役所地域振興課 044-556-6608」で受付

相談名	相談内容	相談員	相談日	時間	備考
司法書士相談	相続、遺言、成年後見、不動産登記相談、その他くらしの問題に関することなど	司法書士	第2木	13:00～16:00	相談時間 25分
行政書士の相続・遺言・成年後見相談	相続、遺言、遺産分割協議書、任意後見契約書などの書き方	行政書士	第4木	13:00～16:00	相談時間 25分
行政相談	国の行政機関等の業務に対する意見、要望など	行政相談委員	第3木	13:00～16:00	相談時間 25分
人権相談	日常における人権に関する問題など	人権擁護委員	第3木	13:00～16:00	相談時間 25分
住宅相談（休止中）	家の新築、増・改築、修理など	専門相談員	第3火	9:00～12:00	1階ロビーで 実施